



年齢	22歳
賃金	男女は問わず
事業の種類	一般事業(雇用保険の事業の種類)
扶養親族	無し
住民税	無し(新卒)

●前提条件

給料を受ける社員に、扶養親族がいたり、入社した会社が建築事業であったり、健康保険組合に入っている等により個人毎に控除される社会保険料や税金の金額に違いが出ますので、ここでは実際の計算に入る前に、前提条件をつけることとします。

ワンポイント・アドバイス

A 相談者が、扶養親族が無いなどの前提条件で給料の月額が20万円ということであれば、社会保険料と税金は3万円を超えます。よって給料の手取りは、17万円を下回りますので、計算は合っているように思われます。

Q 入社の時に、お給料は20万円と聞いていて労働契約書にも月額20万円となっているんですが、実際にお給料を頂いたら17万円にも満たない金額しかないです。税金や社会保険料つてこんなに差し引かれるものなんですか。これって合っていますか。

相談事例

給与手取額の算出について

それでは、実際に給料計算をやってみましょう。

総支給額		200,000円
健康保険料	49.95/1000	▲9,990円
介護保険料	7.75/1000	0円
厚生年金保険料	83.83/1000	▲16,766円
雇用保険料	5/1000	▲1,000円
社会保険料計		▲27,756円
課税対象額	扶養親族無し	172,244円
所得税		▲3,770円
控除額計		▲31,526円
差引支給額		168,474円

PROFILE

平井繁利(ひらい しげとし)
1952年11月3日岐阜県生まれ
岐阜市在住
同志社大学大学院社会学研究科
博士課程修了
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
現在
岐阜商工会議所労務顧問
ヒライ労働コンサルタント代表
関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属